

広島経済大学・学内LAN利用上の情報倫理に関するガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、広島経済大学（以下「本学」という。）の学内LAN（以下「LAN」という。）の円滑な利用を促進し、本学の教育・研究の充実を図ることを目的として、ネットワーク・システム利用における情報倫理の基準を定め、ユーザーが良識的行動規範を持って臨めるようにするとともに、基準違反行為に対する措置及び罰則並びにその適用手続きを明らかにすることを目的とするものである。本学はこのガイドラインの実施と運用に際して、教育研究機関としての使命、目的に沿って、教育・研究の自由を最大限に尊重し、通信の秘密を守り、個人情報及びプライバシーの権利を保護するものとする。

(対象)

第2条 対象者は、「広島経済大学の学内LANに関する内規」第2条で定められたユーザーとする。

(用語の定義)

第3条 本ガイドラインにおいて使用する用語は、次のとおり理解するものとする。

- (1) ここで言う「情報倫理」とは、本学LAN及びインターネットを含む情報ネットワーク・システム利用上の行為基準であって、その遵守がユーザーの健全な社会規範意識によるもの及び法令並びに本学学則によってその遵守が義務づけられているものを意味する。
- (2) 「LAN利用上の遵守事項」とは、別に定める本学の「広島経済大学の学内LANに関する内規」に規定する遵守事項の実施ガイドラインを意味する。
- (3) 「LAN利用上の義務」とは、本学においてネットワーク上の各個人が最低限守るべき義務を意味する。
- (4) 「法律上の義務」とは、日本国の法律、規則、政令並びに条例によって規定された義務並びに本ガイドラインの適用対象者に対して適用のある契約上の義務（約款による場合を含む。）及び慣習法上のすべての義務を意味する。
- (5) 「罰則」は、本学就業規則に基づく懲戒処分、本学学則に基づく除籍処分、停学処分、注意処分その他の処分、本ガイドラインに定める措置を意味する。
- (6) 「措置」とは、措置及び仮の措置を意味する。
- (7) 「違反行為」とは、情報倫理に反する行為を意味する。
- (8) 「アクセス時間」とは、ユーザーが本学LANを利用することができる時間を意味する。
- (9) 「ネットワーク・サービス」とは、プログラムの使用、データの入力、挿入、削除、出力その他の使用、電子メール・システムの使用、ハードディスクの使用、通信設備の使用、プリンタ等の出力を含めネットワーク・システムに含まれる資源のすべて、あるいは、ユーザーの段階に応じ一部の提供を意味する。

(LAN利用上の遵守事項)

第4条 LAN利用上の遵守事項は以下のとおりである。

- (1) ユーザーは、本学の建学精神に則り、品位を保ち、社会の一員としての自覚に基づいて、同LANを利用しなければならない。
- (2) LANの利用に際しては、本学情報センターの指示に従わなければならない。
- (3) LANの利用は、本学が定めるアクセス時間内に限られる。情報センターは、停電、LANの保守・点検、LANの更新作業の実施、その他の合理的な理由があるときを除き、原則として、ユーザーが必要とするアクセス時間を付与し、通常のネットワーク・サービスを提供しなければならない。
- (4) 本学の情報機器又は個人が所有する機器をLANに接続する場合は情報センターの指示を遵守しなければならない。

- (5) 技術上のトラブル、利用上のトラブル、その他何らかのトラブルを発見したユーザーは、そのトラブルがユーザーにあると否とを問わず、担当教員又は情報センターに対し、直ちにその事実を申告しなければならない。
- (6) LANの利用を終了するときは、当該ユーザーは、サーバ内のすべての個人ファイルの削除、メーリングリストからの退会を含め原状回復の義務を負う。
(LAN利用上の義務)

第5条 最低限守るべきルールは以下のとおりである。

- (1) ユーザーは、利用資格を取得した後はそのアカウントによるすべての利用行為に関して全責任を負う。
- (2) 虚偽又は二重の利用資格を申請してはならない。
- (3) 他のユーザーと利用資格を共有してはならない。ただし特に必要があってグループIDの申請をしようとするときは、別に定めるところに従う。
- (4) 事前の同意なしに、他のユーザーが保有するファイル又はデータを削除し、複製し、改変してはならない。
- (5) LANのリソース（計算時間、ハードディスク使用量、通信時間）を大量に消費し続けることにより、他のユーザーの利用を妨害してはならない。
- (6) 設備又はサービスを営利目的に使用してはならない。
- (7) コンピュータ・システムを毀損し、混乱させ、性能を変更し、故障の原因となるような行為をしてはならない。
- (8) 第三者の著作物であるファイルやデータの引用・参照をするときは、著作権法の規定及び公正な慣行に従わねばならない。
- (9) 発信された電子メールは、その発信者がすべての責任を負う。
- (10) 電子メールを偽造し、または、その偽造を試みてはならない。
- (11) 他のユーザーの電子メールを許可なく読み、削除、複製、変造又は公開してはならない。
- (12) いやがらせや公序良俗に反する内容の電子メール、脅迫的な電子メール、不確かな情報を内容とする電子メールを発信してはならない。
- (13) 求められていないメール、営利を目的とするメッセージ等、迷惑となる電子メールを発信してはならない。
- (14) Web ページ等を悪用して社会通念に反する情報を流してはならない。
- (15) 機密を要するメッセージを送信するときは、デジタル署名その他公に承認された電子認証を用い、テキストを暗号化して送信するように努める。
- (16) リモートシステムへの権限外のアクセスを試みるために本学のLANを利用してはならない。
- (17) 本学のLANを使用して不正な利用をしてはならない。
- (18) LAN及びユーザーのパスワードの解読を試みてはならない。
- (19) システム・ファイルを複製、削除、改変してはならない。
- (20) 第三者のソフトウェアなど著作権の対象となっているものを、許可を得ずに複製してはならない。
- (21) ネットワーク・システム、プログラム及びデータを破壊又は改変してはならない。
- (22) 正規の手続によらずにより高いレベルの利用資格を入手しようと試みてはならない。
- (23) コンピュータ・ウィルス等、LANの混乱の原因となる有害プログラム又はデータを本学ネットワーク・システム内に持ち込んではならない。
- (24) 機密であることが分かっているファイルにアクセスしてはならない。アクセス後に当該ファイルが機密であることが分かったときは、直ちにアクセスを中止しなければならない。
- (25) 情報センターの許可無く、インターネットからLANに接続された機器へのリモートアクセスを行ってはならない。

- (26) WinnyをはじめとしたP2Pファイル共有ソフトをインストールし、利用してはならない。
- (27) パソコン教室利用上の注意事項は以下のとおりである。
- ア パソコン教室では、他の利用者に迷惑をかけること。
 - イ パソコン教室内で飲食をしないこと。
 - ウ パソコン教室内で喫煙をしないこと。
 - エ 机、パソコン、室内を汚さないこと。
 - オ 授業での利用時間になったら速やかにパソコン教室から退出すること。
 - カ パソコン教室内の機器、装置、マニュアルなどの破壊並びに持ち出しはしないこと。
- (法律上の義務)

第6条 ネットワーク・システムの利用に関連する法令は次のとおりである。なお、これらに違反する行為は、いずれも犯罪行為であり、処罰の対象となるものである。LANのユーザーは、これらの義務を遵守すべきであるのはもちろんのこと、同LANの利用に際して、法令に触れる行為をしてはならない。

- (1) コンピュータで使用するファイルを不正に作成してはならない。
- (2) コンピュータを破壊したり不正の指令を与えるなどしてコンピュータによる業務を妨害してはならない。
- (3) コンピュータに不正の指令を与えるなどしてコンピュータを誤作動させ、不正の利益を得てはならない。
- (4) コンピュータで使用するファイルを破壊してはならない。
- (5) 他人の特許権を侵害してはならない。
- (6) 特許がないのに特許とまぎらわしい表示をしてはならない。
- (7) 他人の商標権を侵害してはならない。
- (8) 登録商標でないのにこれと紛らわしい商標を使用してはならない。
- (9) 他人の著作権、著作者人格権、出版権、著作権接権を侵害してはならない。
- (10) 著作権でない者の実名又は周知の変名を著作者であるとして表示して著作物を頒布してはならない。
- (11) 商業用レコードを複製し、その複製物を頒布してはならない。
- (12) 他人の商品と誤認するような商品表示をしたり、国際機関の標章と誤認させるような標章を使用して不正競争をしてはならない。
- (13) 総務大臣の許可を得ないで第1種電気通信事業を営んではならない。
- (14) みだりに電気通信事業者の設備を操作してネットワーク・サービスの提供を妨害してはならない。
- (15) 電気通信事業者が取得中の通信の機密を侵してはならない。
- (16) 他人の名誉を毀損してはならない。
- (17) 公然と他人を侮辱してはならない。
- (18) 他人の生命、身体、自由、名誉または財産に対して危害を加える旨を告知して脅迫してはならない。
- (19) 虚偽の風説を流布するなどして、他人の信用を毀損し、または、他人の業務を妨害してはならない。
- (20) 他人の物を盗んではならない。
- (21) 他人を欺いて物を交付させたり、財産上の利益を得たりしてはならない。
- (22) 未成年の知慮浅薄又は他人の心身耗弱を利用して物を交付させたり、財産上の利益を得たりしてはならない。
- (23) 他人を恐喝して物を交付させてはならない。
- (24) 自分が占有する他人の物を横領してはならない。
- (25) 賭博をしてはならない。
- (26) 富くじを発売してはならない。

(27) わいせつな文書、図画その他の物を頒布したり、公然と陳列してはならない。

(28) 営利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させてはならない。

(違反行為に対する措置)

第7条 情報センターは、本ガイドラインの違反行為をした者に対し、以下のような利用資格の取消ないしその他の教育的措置をとることができる。ただし、利用資格の停止、利用資格の変更については、情報センターは、いつでも解除することができる。また、本ガイドラインの第8条第1項第3号イ及び第5号イに定める教授会又は第8条第1項第4号イに定める理事会からの解除決定の通知を受けたときは直ちに解除しなければならない。なお、利用資格取消の措置を解除した時は、新規アカウントを付与して利用を再開することとする。

アカウント取消中又は停止中の電子メールの消滅、不到達、ファイルなどの削除等が発生しても、本学は、その責任を一切負わない。

これらの措置に対する不服申立等は、情報センター部長が召集する審査委員会にて審理する。

(1) 利用資格の取消（ユーザーアカウントをLANから削除する）

(2) 利用資格の停止（1年を超えない期間内に限り、ユーザーアカウントを使用不可にする）

(3) 利用資格の変更（ユーザーアカウントに更なる使用制限を加える）

(4) 違反行為に使用され、又は、違反行為の結果として生じたファイル、データ、プログラム等の削除

(5) 違反行為に使用され、又は、違反行為の結果として生じたファイル、データ、プログラム等への一般的もしくは個別的なアクセス制限

(6) アカウントの停止・変更

(7) その他の教育的措置

(違反行為に対する措置の適用手続)

第8条 違反行為に対する措置の適用手続は以下のとおりである。

(1) 情報センターが措置を講じようとするときは、違反行為の疑いのあるユーザーから事前に事情を聴取しなければならない。ただし、緊急を要し、事前に聴取をすることができない場合には、この限りでない。

(2) また、違反行為に対して講じた措置が8日以上に及ぶときには、24時間以内に、違反者が教員である場合には当該教員所属の学部長に対し、職員である場合には総務部総務課に対し、学生である場合には学務センター学生課に対し、その措置を講じたこと及びその内容を通知しなければならない。

(3) 違反者が教員である場合

ア 学部長が情報センターからの通知を受けたときは、その通知を受けた時から24時間以内に、当該教員所属の学部に対し、措置が講じられたこと及びその内容を通知しなければならない。

イ 通知を受けた学部の教授会は、学部長による調査委員会からの調査報告を受けて、30日以内に当該教職員に対する石田学園就業規則第40条に基づく処分の要否、又は、既に講じられた措置の解除の要否を決定しなければならない。

(4) 違反者が職員である場合

ア 総務部総務課が情報センターからの通知を受けたときは、その通知を受けた時から24時間以内に、理事長に対し、措置が講じられたこと及びその内容を通知しなければならない。

イ 通知を受けた理事会は、事務局長による調査委員会からの調査報告を受けて、30日以内に当該教職員に対する石田学園就業規則第40条に基づく処分の要否、又は、既に講じられた措置の解除の要否を決定しなければならない。

(5) 違反者が学生である場合

ア 学務センター学生課が情報センターからの通知を受けたときは、その通知を受けた

時から24時間以内に、当該学生所属の学部に対し、措置が講じられたこと及びその内容を通知しなければならない。

イ 通知を受けた学部の教授会は、学生生活委員会からの調査報告を受けて、30日以内に当該学生に対する本学学則第32条に基づく処分の要否、または、既に講じられた措置の解除の要否を決定しなければならない。

(6) 教授会（又は理事会）が措置の解除を決定したときは、情報センターに対し、その決定の時から24時間以内に措置解除決定及びその内容を通知しなければならない。

附 則

このガイドラインは、平成11年11月14日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成18年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成19年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成21年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成25年7月1日から施行する。